

一般事業主行動計画

<次世代育成支援対策推進法>

社員が仕事と家庭とを両立させることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2026年3月31日までの2年間

2. 目標と取組内容、実施時期

目標1：計画期間内に、育児休業取得状況を次の水準にする

男性社員：育児休業取得率・・・60%以上

女性社員：育児休業取得率・・・100%

<取組内容>

●2024年4月～

- ・イントラネットへの育児・介護に関する専用ページの充実
- ・法令を上回る規定改正を行い利用者ニーズに応え、よりワークライフバランスのとれた働き方の提供
 - (1) 子の看護休暇、育児による勤務時間変更等適用可能期間を小学校3年生終了から小学校終了までに改正済み
 - (2) 介護休職期間等を通算95日まで(分割3回まで)から通算1年まで(分割5回まで)に改正済み
 - (3) 円滑な取得に関する制度等の周知、制度利用の意向確認の徹底

目標2：計画期間内に25～39歳のフルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を平均45時間未満とする

<取組内容>

●2024年4月～

- ・残業の原因及び削減策について、実態把握と改善策の検討を進める(勤務間インターバル制度の導入検討)
- ・工事現場における柔軟な勤務体系の検討
- ・DX化による事務効率化の取り組み実施

目標3：学生のインターンシップを積極的に受け入れる

<取組内容>

●2024年5月～

- ・夏季インターンシップ受入態勢についての検討、体制作り

●2024年8月～

- ・夏季インターンシップ受入開始

●2024年11月～

- ・冬季インターンシップ受入態勢についての検討、体制作り

●2025年1月～

- ・冬季インターンシップ受入開始

●2025年3月

- ・検証 ※2025年度も継続実施

※実施にあたっては、WEB(リモート)方式も積極的に採用する